

岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会 第5次中期ビジョン

岩手県社協 障がい者福祉協議会の理念

岩手県社協・障がい者福祉協議会は、会員施設・事業所の障がい福祉サービスの円滑な運営と提供を支援し、共に生きる豊かな福祉共生社会の実現を目指します。

岩手県社協 障がい者福祉協議会の基本方針

子どもから学童、成人、老年期まで、障がい者のライフステージに沿った視点を持ち、活動の基本方針を次のとおりとする。

- ★ 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動
- ★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援
- ★ 会員施設・事業所の職員の資質向上のための支援
- ★ 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

実施期間

令和5年度～令和7年度

現状課題と取組

★ 福祉事業者としての国や県への要望・提言活動

【現状課題】

現行の障害福祉施策においては、「障害福祉サービス等報酬改定」や「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し」、また、状況に応じて種々の施策が実施され、我々事業者は、その変遷に伴い新たな体制のもと、その福祉事業を展開している。

しかしながら、国の提示している施策は、必ずしも、全国各地域の状況のすべてに合致するものではないことから、地域のニーズ及び地域の実情を訴えていく活動は、継続的に展開していく必要がある。

地域のニーズは、そこに暮らす障がい者のニーズであり、我々障がい福祉事業者は、その代弁者として、当事者、事業者及び地域福祉ニーズの実情を訴えていく必要がある。

【取組】

◆ 団体の活動や調査研究事業等の実施により明確となった会員施設・事業所が抱える課題や問題等について、国や県に対し、要望・提言活動を実施していく。また、必要に応じ、各種アンケート調査等を実施し、その課題の把握に努め、タイムリーな活動に努める。特にも、岩手県との意見交換の継続実施、また、全国組織等を通じた国への働きかけを積極的に行う。

- ・ 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課との意見交換会
- ・ 県主催の各種会議、委員会を通じた要望、提言活動
- ・ 全国社会就労センター協議会を通じた要望、提言活動
- ・ 調査研究委員会での調査報告書による要望、提言活動

- ・ 各種制度に対する意見表明（障害福祉サービス等報酬改定・障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し・障がい福祉計画等）
- ・ 緊急の事態に対する要望活動（各種感染症・社会情勢の変化・施設、事業所において急を要する要望等）
- ・ その他、会員施設、事業者からの要望・意見への対応等

★ 障がい者の社会参加の機会の確保や地域の一員として暮らすことへの支援

【現状課題】

平成30年度の報酬改定において、就労系福祉サービスは、平均労働時間や平均工賃額、定着率等といったエビデンスによる報酬体系となり、それによって、より一層の成果主義・能力主義的評価基準となった。これは、一般社会の企業性に準じる考え方である。これについて、各団体は強くその是正を求めたが、厚生労働省は、この指標がベストなものとは考えてはいないものの、これに代わる説得力のある新たな指標を示してもらわない限り、現行の指標を代えることはない考えである。それは、そもそも障害福祉事業の原資は国民の税金であり、それ故、国民が納得する明確な基準によりその報酬は決定されるべきとの考え方によるものである。

しかしながら、障がい者就労は、単に工賃取得だけがその目的ではない。重度でありながら、働く意思を有し、それにより生きがいを感じたり、生活の喜びを感じたりと、障がい者の就労には、そのような側面も存在する。しかし、そのような重度者の場合は、必然的にサービス量は増大するが、現行の基準では、それに対する評価がされていない。

また、一方の考え方として、ならば、就労系サービスを生活系サービスに包括しても良いのではないかとの声も時折、聞こえてくる。近年、生活の場は、GHから一人暮らし、就労は一般就労、といった地域共生社会の風潮が強く見られるようになってきた。対応できる障がい者にとっては悪い話ではないが、そのような暮らしが困難な障がい者が置き去りにされるようなことは絶対にあってはならないことである。

そのために、我々障がい福祉事業者は、障がい者がその人らしく安心して働けること、また、社会のなかで一定の工賃を確保し、その一員として暮らしていくことを支援していく必要がある。

【取組】

◆ 新型コロナウイルス感染症や紛争による物価の高騰、原油高、円安の影響等により、施設・事業所は、その販売の場を失い、かつ、原料の高騰で値上げをするか、収益率を下げるかの選択を余儀なくされている。このようなときだからこそ、販売の場を創ることが求められる。令和元年度まで開催していたナイスハートバザールは、その役目を終えたと総括されたところであり、今後は、新たな目標をもって、with コロナに対応した新たな取組形態を検討していく。

また、働く障がい者の交流の場の創設、地域生活に資する各種研修会の開催等を実施する。

- ・ 販売会売上目標

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
売上目標額	600,000 円	700,000 円	800,000 円

- ◆ これまで、障がい者の交流の場は、体験発表、懇談会、技術発表会等の開催であったが、参加者は減少傾向にあった。今後は、視点を変え、障がい者が集い交流をして楽しむことに力点を置き、ゲーム会、ハイキング、バーベキュー、地域の観光資源の散策等、交流会の開催を支援する。

★ 会員施設・事業所の職員の資質向上ための支援

【現状課題】

障がい者の重度化、高齢化、加えて感染症の発生等、また、社会情勢や制度の変革に伴う障がい者ニーズの多様化と、我々に求められるサービス量は、増加の一途を辿っている。そのため、それらに対応し、障がい者福祉の質を高めるためには、支援者たる職員の資質の向上が不可欠である。そのためには、制度の趣旨を理解し、どのような支援が求められているのかを理解した上で、その支援にあたることが肝要である。また、現状の福祉人材不足、職員育成の必要性を考えると、一施設・事業所の努力では限界があり、単に、事業者側だけの問題ではないことから、今後、この問題については、当協議会においても議論し、行政においても、考えていただくべき大きな課題である。

【取組】

- ◆ 各種研修会を開催することで、会員施設・事業所職員の資質の向上に資する。
 - ・ 虐待防止・権利擁護に関する研修会の開催
 - ・ 精神障がい者支援に関する研修会の開催
 - ・ 職員の資質向上・育成及び人材確保に関する研修会の開催
 - ・ GH 世話人研修の開催（ブロックごと）
 - ・ 新しい制度に関する研修会の開催
 - ・ その他必要と思われる研修会の開催

★ 会員施設・事業所の連携・協力のための支援

【現状課題】

一法人一施設・事業所のように小さな施設は、現状のコロナ・物価高・原油高といった状況においては、職員配置、売上高、工賃支給等、平常時にも増して大変な状況にあることが拝察される。また、現状のように障がい者のニーズが多様化・複合化する傾向にあるなかでは、会員施設・事業所の連携・協力が必要不可欠である。そのような状況を踏まえ、要望・提言の現状で述べたように、会員施設・事業所が一致団結して現状を訴え、施策としての支援をしていただく必要がある。

そのためには、非会員施設・事業所へ働きかけ、より多くの施設・事業所に会員となっ

てもらおうとともに、会員施設・事業所の声を聴きながら組織力を高めていかなければならない。

【取組】

- ◆ 具体的目標値をもって積極的に会員加入の促進を行う。また、そのためには、会員施設・事業所のご協力も賜らねばならない。

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
目標事業所数	5 事業所	5 事業所	5 事業所

- ◆ 自然災害発生時においては、災害時相互支援協定が十分に機能するよう事務局機能の強化と迅速な情報収集及び提供を行う。また、感染症対策については、県の施策と連携しつつ、当協議会としての役割を果たしていく。